

知っていますか？ 介護休業に関する制度

育児・介護休業法の改正により、平成29年1月1日から、これらの制度がさらに利用しやすくなります。



地域包括支援課 ☎0824-73-1279

現在、高齢者人口の増加とともに介護を必要とする方も増加しています。総務省の「平成24年度就業構造基本調査」によると、家族の介護・看護のために離職した人は、平成23年10月～平成24年9月で10・1万人となっています。

「育児・介護休業法」では、育児や介護を行う労働者に対し、育児休業・介護休業制度のほか、時間外労働や深夜労働の制限、勤務時間の短縮や転勤などへの配慮、不利益な取り扱いの禁止などが定められています。

家族に介護が必要となったとき、仕事と介護を両立できるようにするための介護休業・介護休暇制度について、紹介します。

介護休業制度とは

介護休業制度とは、労働者（日々雇用される人を除く）が、常に介護を必要とする状態（※）の家族を介護するために、一定期間まとめて休みを取得できる制度で、93日間の取得が可能です。

この期間は、自分で介護をするだけでなく、介護サービス利用の手続きをするなど、介護をしながら仕事を続けるための準備期間としても活用できます。

介護休業を取得する場合は、事業主に申し出る必要があります。

※「常に介護を必要とする状態」とは、病気やケガ、身体または精神の障害などにより、2週間以上の期間にわたって常に介護が必要な状態をいいます。

介護休業期間中の収入

介護休業を取得した場合、労働者は労務を提供しないため、事業主には給与を支払う義務は無く、原則として無給です。

ただし、雇用保険の被保険者が介護休業を取得した場合、一定の要件を満たせば、休業前の賃金の67%が「介護休業給付金」として支給されます。

【主な改正点】 介護休業が分割取得できるようになります



【主な改正点】 介護休暇の取得単位が柔軟化されます



介護休暇制度とは

介護休暇制度とは、介護が必要な家族の介護や世話をを行うために取得できる単発の休暇制度です。1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで取得が可能です。

育児・介護休業法のその他の改正内容については、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/>) をご覧ください。

なお、介護休業などの手続きについては、勤務先へご相談ください。

問い合わせ 地域包括支援課地域包括支援係 ☎0824-73-1279



厚生労働省
パンフレット